

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成29年12月20日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 教育総務課の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 平成29年10月10日から平成29年10月18日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 備品管理台帳について、平成23年度以前に購入したスクールバス等の備品の記載がないため、台帳整備に基づく適正な財産管理に努めること。また、各学校の備品管理についても、毎年度、備品管理台帳と現物の照合・確認を行うよう適正な事務指導に努めること。</p>	<p>1. 備品管理台帳について、平成23年度以前に購入したスクールバス等を記載し、台帳整備を実施しました。また、各学校の備品管理について、文書で通知する等の具体的措置を引き続き行い、適正な事務指導に努めます。</p>